

第1章 総 則

第1条 本会は、鹿児島県立開陽高等学校通信制課程同窓会と称する。

第2条 本会は、卒業生相互の親睦を図り、会員と母校の関係を密にし、併せて母校の発展に寄与する事を目的とする。

第3条 本会は、事務局を鹿児島県立開陽高等学校に置くものとする。

第4条 本会は、運営を円滑にするために、各地の会員の希望に応じて支部を設けるものとする（県外支部含む。）。支部の支部長が決定した場合には、総会において承認するものとする。

なお、支部には支部長の他に、副支部長、書記、会計、支部委員を置くことができる。

第2章 会 員 及 び 役 員

第5条 本会は開陽高等学校通信制課程の卒業生及び、下記の会員をもって構成する。

鶴丸高等学校通信教育部の卒業生

鹿児島西高等学校通信制課程の卒業生

開陽高校を協力校とするNHK学園高等学校の卒業生

開陽高等学校、鶴丸高等学校、鹿児島西高等学校の通信制課程に在職した旧職員及び在職中の職員

第6条 本会では、個人情報保護等の観点から、住所録などの名簿は作成しないものとする。総会等の連絡については、学校ホームページの同窓会の欄を活用するものとする。

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長1名、副会長3名、事務局長ほか事務係若干名、監事2名、書記・会計若干名、議長・副議長（各1名）、理事、各支部役員（支部長1名、副支部長1名、支部委員若干名）

(2) 必要に応じて顧問を置くことかできる。

第8条 役員の選出は下記によるものとする。

(1) 会長、副会長、事務局長、事務係、支部長、副支部長、監事、正副議長は理事会において選出し、総会での承認を受けるものとする。

(2) 役員の任期は2年とし、再選は原則として3期6年までとする。但し、周年行事の関係等で必要のある場合には理事会の承認により1期2年の延長を認めるものとする。欠員が生じた場合は適宜補充し、前任者の残任期間とする。

(3) 書記・会計ならびに顧問は理事会にはかり会長が委嘱する。顧問は就任後2期4年まで務めることができるが、理事会の要請がある場合は再任を妨げない。

(4) 支部委員は各支部において選出し、事務局に報告するものとする。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は本会の一切の会務を統括し、総会及び理事会等を招集する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代行する。

(3) 事務局は、同窓会と学校との連絡をとり、事務関係を処理する。

(4) 書記・会計は本会の会務、会計を処理する。

(5) 監事は、本会の会務、会計の状況を監査し総会または理事会でその結果を報告する。

(6) 支部役員は、本会と連携を密にしながら 支部活動の充実強化をはかる。

(7) 議長・副議長は速やかな議事進行に努め、建設的な意見が理事会に反映されるように配慮する。

(8) 顧問は必要に応じ本会の運営に対する助言を行う。

第3章 同窓会組織の運営

第10条 本会の円滑な運営をはかるために下記の会議を開催し、必要な事項を協議し、執行にあたるものとする。

(1) 総会

原則として2年に1度行う。会務・会計報告、予算・決算の承認、役員選出、規約の改正、その他重要事項等を協議するとともに、会員相互の親睦をはかるための行事を行う。

(2) 理事会

原則として毎年3月に開催し、必要に応じて開催できるものとする。会の運営に必

要な重要事項等の協議を行うと共に総会の代決機関としての機能を有するものとする。
構成は会長、副会長、事務局、支部長、副支部長、監事、事記・会計、理事、議長・副議長とし、必要に応じ顧問、学校関係職員の出席を求めるものとする。

(3) 執行部会

必要に応じ開催し、会の運営に必要な事項について協議する。構成は会長、副会長、事務局、書記・会計とし必要に応じ学校関係職員等の出席を求める。

(4) 総会及び理事会に遠隔地やその他の理由で会議会場に参加できない者に対し、リモート形式で会議を行うことを可能とする。

(5) 総会及び理事会には、オブザーバーとして生徒会長又はその代理と教育振興会の会長又はその代理が参加できるものとする。

第 11 条 支部役員会は必要に応じて開催し、支部活動に必要な事項等について協議するものとし、招集及び運営は支部長があたる。

第 4 章 事 業

第 12 条 本会は次の事業を行う。

- (1) 母校の教育活動の支援（全国定通制体育大会出場の際の旅費の補助等）
- (2) 会員の親睦に関する事業
- (3) 会員に対する同窓会事業の広報活動
- (4) 母校の創立記念事業等への積極的参画、支援
- (5) その他、必要と認める事項

第 5 章 会 計

第 13 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の雑収入をもってあてる。

第 14 条 本会の会費は、同窓会入会（卒業）時に 2,000 円を納入するものとする。

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 16 条 本会の会計業務については、会計規程に基づくものとし、3 月の理事会前までに会計監査を実施するものとする。なお、理事会以降の 3 月の執行予定分は監査時に報告し、7 月の総会前に監事は執行予定分の状況を確認し、総会において、前年度 3 月までの会計報告により理事会の承認を受けるものとする。

第 17 条 会議時には、交通費及び会議費を支給する。金額は会計規程に基づく。役員報酬は、現在県内の殆どの学校で支給しない現況を鑑みて支給しない。

第 18 条 本会には、次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 規約
- (2) 会員並びに役員名簿
- (3) 会計簿（領収書等支出の分かるもの）
- (4) 記録簿
- (5) その他必要な資料等

第 19 条 通帳は同窓会の委託を受け、学校で管理するものとする。

第 6 章 他課程との連携等

第 20 条 開陽高等学校通信制課程同窓会は、全日制課程及び定時制課程の同窓会とも連携を図り、会長は必要に応じて学校長立ち会いの元で他課程との打合せ等の会合の場を設ける。そこでは、周年行事や開学記念講演会などの企画調整や各課程の同窓会行事の報告等を行い、開陽高校卒業生としての連携を高める場とする。

第 7 章 雑 則

第 21 条 この規約は、令和 7 年度の同窓会総会の承認を以て、正式に効力を生じるものとする。

付則 この規約は令和 7 年 3 月 2 日から施行する。